

事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する
措置に関する基本的な指針の一部を改正する件について

令和2年3月31日
厚生労働省

本告示は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）第7条及び第8条の規定により、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第8条及び第9条並びに労働契約法（平成19年法律第128号）第20条の規定が改正されるため、同法第20条の規定を引用している事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針（平成27年厚生労働省告示第69号）について、引用している条文を変更する技術的修正を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

（※）行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第39条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。